(素案)

福井市多文化共生推進プラン (第4次]



令和7年3月 福井市

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、 互いの文化的ちがいを認め合い、 対等な関係を築こうとしながら、 地域社会の構成員として 共に生きていくこと

総務省「多文化共生の推進に関する研修会報告書」より

目 次

第 1	章	福井市多文化共生推進プラン(第4次)の概要	
	1	趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	2	位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	3	—— … 期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
	4	つ で	
	•		
第 2	章	現状と課題	
	1	多文化共生をめぐる社会環境の変化 ・・・・・・・ 3	
	2	国・県の動向 ・・・・・・・・・・・・ 5	
	3	福井市の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
	4	これまでの取組と課題・・・・・・・・・・・ 12	2
	5	アンケート結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・2~	1
第3	章	福井市多文化共生推進プラン(第4次)の体系	
	1	体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・22	
	2	基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・23	
	3		
	4	施策一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26	
	•		
第 4	章	推進にあたって	
	1	推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・32	
	2	地域における各主体の役割 ・・・・・・・・・32	
資料	斗		
(1)	主な在留資格 ・・・・・・・・・・・・・・・33	
(2)	プラン策定の経過・・・・・・・・・・・・・35	
(3)	福井市多文化共生推進懇話会委員名簿・・・・・・・36	
•	•		

第1章 福井市多文化共生推進プラン(第4次)の概要

1. 趣旨

福井市では、外国人市民¹の増加に対応し、日本人市民も外国人市民も共に安心して暮らせる地域づくりを目的として、平成 22(2010)年に「福井市多文化共生推進プラン」(以下、「プラン」という。)を策定し、多文化共生のまちづくりを進めてきました。

平成 27 (2015)年のプランの改定を経て、令和 2 (2020)年には、技能実習生の増加や外国人市民の国籍構成の変化、在留資格「特定技能」の創設など、当時の社会情勢の変化に対応した第 3 次プランを改定しました。令和 2 (2020)年から始まった新型コロナウイルスのパンデミック下では、一時的に在留外国人が減少しましたが、国内の労働力不足を背景にした外国人材の受入れ拡大方針に変化はなく、多文化共生社会の実現に対する国をあげての取組強化は、依然として重要な課題となっています²。

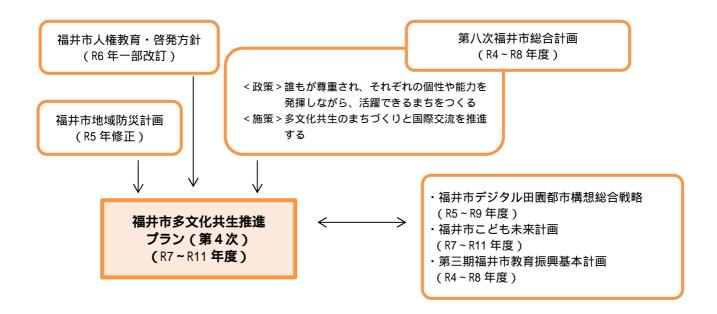
この状況に鑑み、本市では、これまでの施策の進捗状況等を踏まえたプランの 改定を行います。近年の社会情勢や新たな課題に的確に対応し、予測される未来 を見据えてプランを改定することにより、一層の多文化共生施策の推進を図って いきます。

2.位置づけ

このプランは、本市で作成する各計画と連動し、上位計画である第八次福井市総合計画の施策の一つである「多文化共生のまちづくりと国際交流を推進する」を実行するための分野別計画です。

^{1 「}外国人市民」とは、一般的に、本市に生活拠点を有する外国人を表すが、本プランでは、日本国籍を有しない人だけでなく、国際結婚にともない日本国籍を取得した人、外国で生まれた人など、すでに日本国籍を取得している外国出身で言葉や対応などに配慮を要する人も含める(平成22年に策定した福井市多文化共生推進プラン以降同様の取扱い)。ただ、統計に関する記載部分においては、主に法務省で、「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」を用いていることから、「在留外国人」と表記する。

² 総務省は、平成18年(2006年)3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国際交流、国際協力に次ぐ柱として、地域における多文化共生の推進を促してきた。令和2年度にはデジタル化の進展や気象災害の激甚化等を踏まえた改訂が行われている。



3.期間

本プランの期間は、令和 7 (2025)年度から令和 11 (2029)年度までの 5 年間とします。なお、福井市総合計画の改定や社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

4. 改定の経緯

今回の改定にあたり、学識経験者、外国人相談員、学校教育関係者、社会教育関係者、外国人市民等から構成される多文化共生推進懇話会の委員からの意見を、本プランに反映しました。

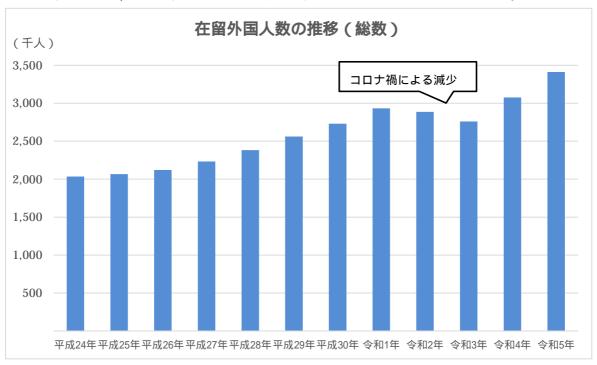
また、庁内の関係所属で組織する「多文化共生推進連絡会議」において、第3次福井市多文化共生推進プランに基づいた多文化共生を推進する中で、施策を整理し、本市の現状と課題をまとめ、第4次プランの策定に向け検討しました。

さらに、外国人市民を対象としたアンケート調査を行い、その結果を本プランに反映しました。

第2章 現状と課題

1. 多文化共生をめぐる社会環境の変化

全国における令和 5 (2023) 年末の在留外国人数は、341 万 992 人となり、前年に比べ、33 万 5,779 人、約 10.9%増加し、過去最高を更新しています。



法務省入国管理局 令和5年末現在における在留外国人数について

(1)日本の人口減少と労働力不足

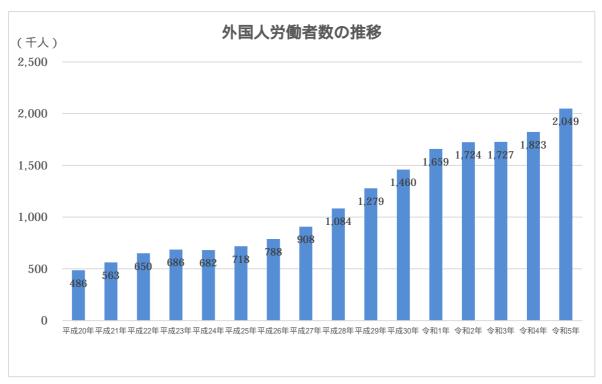
2056年には、日本の人口は1億人を割り込むとの推計3があります。少子高齢化や人口減少に歯止めがかかる様子はなく、今後一層の労働力不足が予想されています。2030年時点で現在の経済成長率を維持しているためには、日本全体で625万人の労働力不足が見込まれるとの算出4もあります。

このような中、厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況によると、令和 5 (2023)年 10 月末現在の外国人労働者数は、対前年度比、12.4%増の約 205 万人となっており、外国人を雇用している事業所数とともに、過去最高⁵となっています。

³ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5年推計)

⁴ パーソル総合研究所・中央大学「労働市場の未来推計 2035」

⁵ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けている。その外国人雇用状況の届出が義務化された平成19年以降の数値。



厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況(令和5年10月末現在)より作成

(2)新たな在留資格の創設と業種拡大

平成30(2018)年12月、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、国は一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れていく仕組として、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設しました。これを踏まえ「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策6」が取りまとめられたほか、「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる骨太の方針)でも外国人材の受入れや共生についての施策が掲げられる等、政府全体で日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指す姿勢を鮮明にしています。

令和5(2023)年6月には、それまで2分野にのみ認められていた特定技能2号に、宿泊、農業、漁業など9つの分野が追加されました。また、令和6(2024)年3月には、特定技能1号の分野に、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の4分野が追加されるなど受入の幅がひろがっています。両資格により在留する外国人の数は、令和6(2024)年6月末時点で251,747人にのぼっています。

⁶ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策:

平成 30 年 12 月 25 日 外国人材受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定

[・]政府全体で共生社会の実現を目指すという総合的対応策。

[・]全国約 100 カ所に一元的な総合窓口を設置することや行政サービスの多言語化を推進することなど、126 の施策を盛り込んでいる。

2.国・県の動向

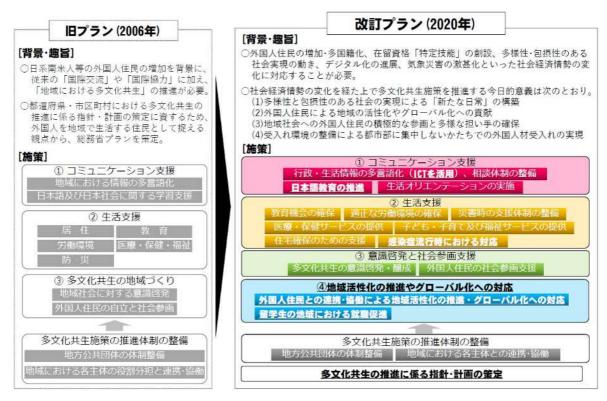
総務省では、外国人の増加と今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案し、平成 18 (2006)年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

また、令和 2 (2020) 年 9 月には、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を実施しました。

改訂の主な変更点を、下記の表に整理します。

コミュニケーション支援	·ICTを活用した行政、生活情報の多元化を推進
	・地域の状況に応じた日本語教育を推進
生活支援	·災害発生、感染症拡大に備えた情報発信や相談対応体制の整備
意識啓発と社会参画支援	·自治会や防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を 促進
地域活性化の推進・グローバル化への対応	·外国人住民との連携、協働による地域の魅力発信、起業、イン バウンド獲得等の取組を推進
	・留学生の地域における就職を促進
	・都市部に集中しないかたちでの外国人材の受け入れ環境整備

総務省自治行政局国際室「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイントより作成



総務省自治行政局国際室「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイントより抜粋

また、福井県は、令和3(2021)年3月に「福井県多文化共生推進プラン」を 策定。日本人にとっても外国人にとっても住み続けたいと思える「多文化共生 先進地ふくい」の実現を基本理念に、「安心共生社会」「活躍共生社会」「共生先 進モデル」の3つの基本目標の実現に向けた施策の方向性を明記しました。

| みんなが暮らしやすい「安心共生社会」の実現

生活の基盤となる環境を整備し、相談・サポート体制を充実させることにより、外国人県民が安心して暮らし、住み続けたいと思える社会を目指す

【方向性】

- ○外国人児童生徒に対する日本語教育の充実
- ○地域におけるコミュニケーション支援
- ○生活支援・相談体制の強化
- ○防災分野の支援体制強化
- ○医療・福祉分野の支援充実

Ⅱ 一人ひとりが地域の担い手「活躍共生社会」の実現

日本人、外国人ともに、互いの文化の 違いを知り、認め合うことや、外国人 県民が地域社会に積極的に参画する ことを通し、誰もが主役の共生社会を 目指す

【方向性】

- ○相互理解の促進
- ○外国人県民の地域交流拡大

Ⅲ 世界から選ばれる「共生先進モデル」の実現

福井の文化・伝統など、オンリーワンの 魅力を海外に伝え、ポストコロナで地方 が重視される時代において、世界から選 ばれる共生先進モデルの実現を目指す

【方向性】

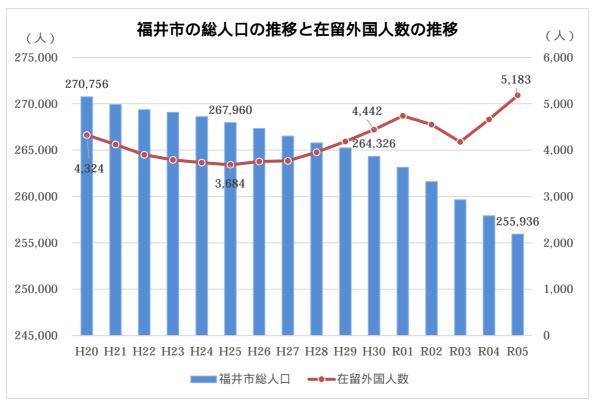
- ○留学生の受入れ・定着支援
- ○グローバル人材の受入れ・活躍支援
- ○世界への発信強化と交流人口の拡大

福井県多文化共生推進プランより抜粋

3. 福井市の現状

<総人口及び在留外国人数の推移>

本市における在留外国人数は、コロナ禍の影響で令和 3 (2021) 年まで落ち込んだものの、令和 5 (2023) 年 12 月末現在、5,183 人で、総人口 255,936 人に占める割合は 2.03%と過去最高となっています。



令和5年12月末現在 市民課資料

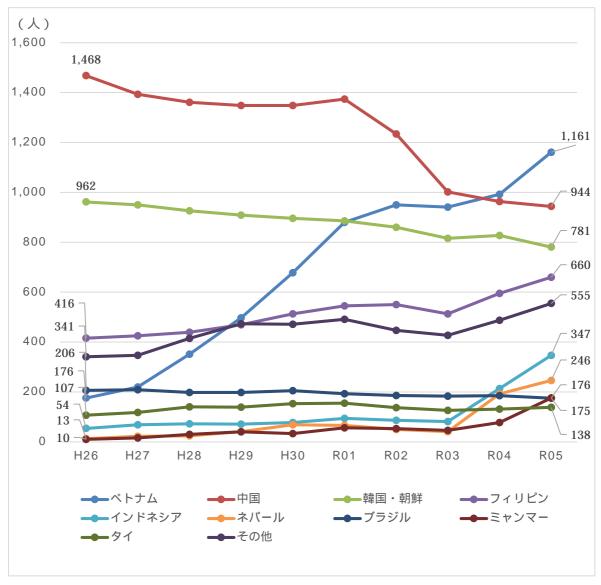
15歳から64歳までの人口である「生産年齢人口」の割合は、日本人市民では少子高齢化により57.4%まで減少しているのに対し、在留外国人では88.4%と高くなっています。

	生産年齢人口(15~64歳)の割合		老年人口(65歳以上)の割合			
	(H25末)	(H30末)	(R5末)	(H25末)	(H30末)	(R5末)
日本人 市民	60.4%	58.0%	57.4%	25.8%	28.7%	30.2%
在留 外国人	85.0%	85.4%	88.4%	8.0%	9.1%	8.2%

令和 5 年 12 月末現在 市民課資料

< 国籍別在留外国人の推移 >

主な国籍・地域別に見ると、令和元年までは中国(944 人、18.2%) 韓国・朝鮮(781 人、15.0%)からの在留外国人の割合が高い状況でしたが、近年はいずれも減少傾向にあります。一方、東南アジア出身の在留外国人の割合が増加しており、特に、ベトナム(1,161 人、22.4%) フィリピン(660 人、12.7%) インドネシア(347 人、6.7%) ネパール(246 人、4.7%) ミャンマー(176 人、3.4%)の出身者が急増しています。



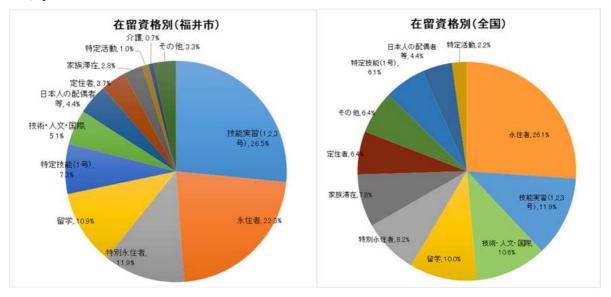
令和5年12月末現在 市民課資料

本市の在留外国人は、令和 5 (2023)年で 69 の国・地域から来ており、平成 30 (2018)年の 61 の国・地域と比べ、さらに増加しています。

< 在留資格別在留外国人数 >

本市の在留外国人全体に占める在留資格別の割合では、「技能実習(1,2,3 号)」が 26.5%(1,375 人) 次いで、「永住者」が 22.3%(1,154 人) 「特別永住者」が 11.9%(619 人) 「留学」が 10.9%(567 人) 「特定技能(1号)」が 7.3%(379 人) 「技術・人文・国際」が 5.1%(265 人) などとなっています。

また、全国の状況と比べ、本市では技能実習の割合が非常に高いことがわかります。



令和5年12月末現在 政府統計 在留外国人統計より作成

令和5年12月末現在 市民課資料

更に、「技能実習(1,2,3 号)」の在留資格を持つ在留外国人数について、国籍別に平成25(2013)年及び平成30(2018)年と比べると、中国は平成25(2013)年の720人から令和5(2023)年には167人と大きく減少しており、経済成長に伴い日本との賃金格差が小さくなってきたこと等が減少の理由と考えられます。

一方で、ベトナムは 50 人から 633 人、インドネシアも 34 人から 241 人と大幅 に増加しています。日本では労働力不足が深刻な中、これらの地域からの技能実 習生を受け入れることで、新たな労働力を確保している状況にあります。そのほ か近年、フィリピン、ミャンマー、カンボジアも増加しています。

また、新たな在留資格である特定技能の割合も高くなっていますが、その国籍をみると同じく、ベトナム(181人)、インドネシア(66人)、フィリピン(53人)が上位となっています。

技能実習の国籍別人数(人)

	H25 末	H30 末	R5 末
中国	720	503	167
ベトナム	50	481	633
インドネシア	34	53	241
フィリピン	6	94	174
タイ	3	3	19
ミャンマー	0	25	99
カンボジア	0	5	32

令和 5 年 12 月末現在 市民課資料

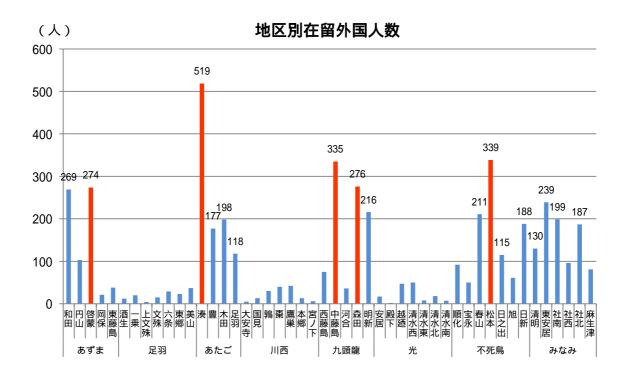
特定技能の国籍別人数(人)

	R5 末
ベトナム	181
インドネシア	66
フィリピン	53
中国	33
ネパール	13

令和5年12月末現在 市民課資料

<地区別在留外国人数>

在留外国人が最も多い地区は湊地区で519人、地区全体に占める在留外国人の割合は、10.2%です。次いで、松本地区(339人 6.7%) 中藤島地区(335人6.6%) 森田地区(276人 5.4%) 啓蒙地区(274人 5.4%)などとなっています。



令和 5 年 12 月末現在 市民課資料

- 4.これまでの取組と課題
- (1)外国人市民も安心して暮らせる環境づくり 多言語による情報提供と情報伝達手段の確保

主な取組

- ▶ 多言語の「生活ガイドブック」や「ごみの分け方・出し方」等の提供
- ▶ 英語、中国語、ポルトガル語の行政通訳員の配置
- ▶ 「やさしい日本語」の講座の実施
- 多言語による電話対応支援(庁内三者通話)の実施⁸
- ▶ 市内の飲食店等における外国語表記の支援
- ▶ 福井市国際文化交流大使 (FCA)によるSNSを活用した情報発信
- > 多言語翻訳ツール活用セミナーの開催
- ▶ 市窓口にて多言語翻訳アプリをインストールしたタブレットを使用
- ▶ 市役所ホームページの多言語対応

課題

- ▶ 漢字の読み書きや聞き取りなど、外国人市民の日本語の習得への支援 アンケート調査「漢字が難しい」「日本語が聞き取りにくい、上手に話せない」等。
- ▶ 様々な制度や生活に必要な情報についての更なる多言語化 変化するあらゆる国籍に対応する必要はなく、「やさしい日本語」の拡大や県の「ふくい外国人相談支援センター」を活用すべきとの懇話会の意見があった。
- ▶ 外国人に対し、複雑な制度を説明することが難しい アンケート調査「税金が複雑」等。
- ▶ 日本語を話せない外国人住民と日本人住民がコミュニケーションを取る ことが難しい

アンケート調査「日本人とのコミュニケーションが難しい」「日本語が聞き取りにくい」等。

国・地域の多様化への対応

表示サインや行政通訳員で対応可能な言語には限りがある。また、公共サイン(地図)を多言語表記すると、表示が煩雑となり見づらくなる場合がある。

⁷ やさしい日本語:簡単な表現を使う、一つの文を短く簡単にする、ふりがなをふるなどの工夫をすることで、普通の日本語よりも簡単で外国人にも分かりやすくした表現方法。

例:「直ちに避難してください」 「すぐ 逃げて ください」

⁸ 出入国在留管理庁の実施する通訳支援事業に登録し、19 言語(英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピノ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、クメール(カンボジア)語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥー語、ベンガル語、ロシア語、ウクライナ語)での電話対応支援が可能となった。

今後の方向性

- ▶ 生活に必要な情報を多言語や「やさしい日本語」で提供します。
- ▶ 行政・生活情報の提供に際し、多言語翻訳ツールを積極的に活用します。

< 県の取組 >

● 「ふくい外国人相談センター⁹」の設置

生活環境の整備

主な取組

- ▶ 市営住宅における入居時の生活情報等の多言語や「やさしい日本語」での提供
- ▶ セーフティネット賃貸住宅協力店拡大のため、不動産関係団体に対し事業周知を実施
- ▶ 通訳ガイド育成動画として、公共交通機関の乗り方を英語で案内するための動画を作成し YouTube に公開
- ▶ 地域鉄道の受入環境整備(拠点駅及び列車内での多言語放送、自動券売機のキャッシュレス化)
- 電動アシスト自転車シェアリングサービス「ふくチャリ」において、アプリでの英語による音声案内対応、自転車附属操作パネルの英語表記

課題

- ▶ 市営住宅以外の住宅探しについて支援する仕組みの構築
- ▶ 食の多様化への対応

アンケート調査「ハラルの食べ物を見つけるのが難しい」

今後の方向性

▶ 居住に係る支援等、多様な生活環境を整えるための支援をします。

⁹ ふくい外国人相談センター:福井県が、令和元年(2019年)9月に福井県国際交流会館内に設置した。在住外国人からの様々な相談に相談員と通訳スタッフが応じる。テレビ電話通訳及びトリオフォン(三者通訳)通訳サービスを利用して、18カ国語(英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、韓国語、ネパール語、フィリピノ語、タイ語、スペイン語、ヒンディー語、ウクライナ語、ロシア語、フランス語、インドネシア語、マレー語、ミャンマー語、モンゴル語、クメール(カンボジア)語)での対応が可能となった。

< 県の取組 >

● 不動産業者等を対象とした情報交換会・セミナーの実施

労働環境の整備

主な取組

- ▶ 外国人労働者の受入れ団体や雇用企業に対する各種制度・規則等の情報 の提供
- 関係機関と連携した外国人労働者の労働相談体制の整備

課題

- ▶ 外国人労働者の日本語能力の向上の支援 懇話会の委員より、「聞く」「話す」能力はあっても、「読む」「書く」ことは難しく、 日常生活に支障は無くとも就業の際に困難な場面があるとの意見があった。
- ▶ 増加する外国人労働者の就労環境の整備
- ▶ 福井で引き続き就労を希望する外国人市民の支援

今後の方向性

▶ 関係機関と連携し、求職や就業環境整備のための支援をします。

< 県の取組 >

- 県内企業で働く外国人県民の紹介や、働きやすい環境づくりを進める企業のPR
- 地域住民との交流機会創出による外国人介護人材の定着支援
- 留学生採用における在留手続きや採用・育成に関する企業向けの留学生 採用支援セミナーのオンライン開催
- 留学生と県内企業をマッチングする合同企業説明会の開催
- グローバル人材を採用する県内企業と人材紹介・派遣会社のマッチング 支援
- 「FUKUI 外国人材雇用サポートデスク」を設置し、企業の採用活動等を 支援
- 外国人労働者の就業・生活環境の改善を行う企業への補助及び取組みの紹介

医療・保健・福祉環境の整備

主な取組

- 母子健康手帳や乳幼児健診等問診表の多言語版の提供
- ▶ 感染症検査において予診票を翻訳
- 翻訳機を活用して問診、疫学調査、服薬指導、公費負担説明等の実施
- ▶ 各種行政サービスにおける行政通訳員を介した説明

課題

- ▶ 医療や福祉サービスを受ける機会の増加への対応
- > 宗教上の理由による医療への配慮
- ひとり暮らしや認知症などで支援を要するコミュニケーションがとれない い高齢者等の対応

今後の方向性

▶ 医療・保健・福祉サービスへの多言語対応の充実を図ります。

< 県の取組 >

- 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における多言語対応の促進
- 県内医療機関の外国人対応に関する様々な課題に対応するワンストップ 窓口の活用促進
- 医療機関への翻訳対応タブレット端末の導入支援

災害等に備えた環境の整備

主な取組

- ▶ 福井市総合防災訓練への外国人市民の参加の呼びかけと参加者へのサポート
- > 避難所案内看板に外国語を併記
- ▶ 各避難所への外国人避難者対応多言語資料集の配備
- ▶ 洪水・土砂災害ハザードマップを英語版・やさしい日本語版も作成
- ▶ 防災ハンドブックを無料アプリ「カタログポケット」に掲載(多言語対応)
- ▶ 市職員の避難所対応班員訓練において、外国人への対応について周知
- ≫ 災害時に通訳ボランティア派遣等を行うための訓練の実施及び関係団体が実施する訓練への参加
- » 災害時に他地域からの応援が必要となる場合に備えた、県内外の自治体 や国際交流協会との連携

課題

▶ 福井市総合防災訓練への外国人市民の参加率の向上

アンケート調査災害について「困っている」という意見が他の項目より多く、「何を すればいいか分からない」という意見があった。

防災訓練に外国人市民が参加することで災害に対する意識啓発にも役立ち、参加者 の満足度も高い。

- 災害時に支援が必要な地域の要配慮者である外国人市民への支援不足の 解消
- > 災害に対する外国人市民の防災意識の更なる醸成
- 外国人市民に対する防災情報についての継続的な啓発

今後の方向性

災害時における外国人支援の仕組の充実を図ります。

< 県の取組 >

- 多言語化に対応した防災ネットへの避難情報や避難行動等の解説追加
- SNS を活用した災害・生活関連情報のリアルタイム配信
- 外国人コミュニティリーダーを通じた多言語での生活・災害関連情報の 提供
- 県地域防災計画に基づく「災害多言語支援センター」など防災支援体制 の整備

(2) 多文化共生の地域づくり

多文化共生の相互理解

主な取組

- ▶ 多文化祭(グローバルフェスタ)の実施
- 福井市政出前講座「多文化共生の地域づくり」の開催

市民主体の多文化共生推進活動への支援

主な取組

▶ 通訳ガイド育成動画の作成・公開、福井の歴史文化通訳研修を実施

外国人市民の自立と社会参画

主な取組

- ふくい市民国際交流協会による日本文化を体験する機会の提供
- ▶ 地域行事等に通訳ボランティアや留学生を派遣

多文化共生推進体制の充実

主な取組

- ▶ 有識者や外国人市民等から構成される多文化共生推進懇話会の開催
- ▶ 国、県及び周辺市町との連携・情報交換

課題

- > 多文化共生について市民の意識向上
 - 「福井市民意識調査」の中の「 住みよいまち」において、「多文化共生と国際交流の推進」についての市民の意識は、重要との認識が低い。
- ▶ 外国人市民と交流できる場の周知

アンケート調査「日本人の友達を作るのが難しい」



令和2年度福井市民意識調査報告書より作成

今後の方向性

- ▶ 主に日本人市民に対する多文化共生意識を啓発します。
- ▶ 市民主体の多文化共生活動等を支援します。
- 外国人市民の意見を地域の施策に反映させる仕組の導入や、外国 人市民の地域社会への参画を促進します。
- ▶ 庁内の横断的な連携を図りつつ、全庁を挙げて多文化共生を推進 します。
- ▶ 各種イベントへの外国人市民の参加を促します。
- ▶ 外国人人材の活躍事例を広く紹介します。

< 県の取組 >

- 県、市町、民間団体等連携の「多文化共生ネットワーク」創設による支 援体制強化
- 多文化共生や外国人支援に取り組む団体への応援金の創設
- 地域住民との交流を深めるイベント等を開催する企業への開催経費の補 助

(3) 未来を築く人づくり

就学前の子どもや保護者への支援 就学中の児童生徒や保護者への支援

主な取組

- ▶ 外国につながる¹⁰子どもへの日本語初期指導
- ▶ 就学時健康診断票や食物アレルギー調査票、健康診断の問診票などを多 言語で提供
- ▶ 外国語指導助手(ALT)の活用
- ▶ 福井市国際文化交流大使 (FCA)による国際理解、多文化共生に関する 講座の実施
- ▶ 海外姉妹友好都市とのジュニア大使の派遣・受入

課題

- ▶ 保育現場等での入所の手続きや準備等に対する通訳や翻訳
- ▶ 就学前の外国につながる子どもに対する日本語指導
- ▶ 就学中の各種手続きに関する多言語化の充実

¹⁰ このプランでは、海外から帰国した子どもや外国籍の子ども、両親とも又はどちらかが外国人であるな ど、言葉や対応などに配慮を要する子どもを指す。

- ▶ 就学中の外国につながる子どもに対する日本語指導の強化
 - 懇話会の委員からは、学習に必要となる「学習言語」としての日本語の習得が課題であるという意見や、日本語指導の場には他地域からも希望が有るほどのニーズがあるとの意見があった。
- 外国人市民にも利用しやすい子育で支援施設の整備

今後の方向性

- ▶ 就学前の子どもや保護者への子育て支援、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。
- ▶ 就学中の児童生徒や保護者への多言語による情報提供をはじめ、 外国につながる子どもへの日本語指導等の支援、学校における外 国語教育や多文化共生教育を推進します。



日本語サポートクラスの様子 (ふくい市民国際交流協会提供)

< 県の取組 >

- 日本語支援員によるサポート体制の充実・多言語翻訳機の整備拡充
- 日本語講師やアドバイザーの配置など多文化共生を進める教育活動の推 谁
- 外国人生徒特別選抜制度(県立高校)による募集枠の拡大

日本語及び日本社会に関する学習機会

主な取組

ふくい市民国際交流協会による交流型日本語教室、日本語指導ボランティアの育成や研修の実施

課題

▶ 外国人市民の日本語学習への支援

令和元年(2019年)6月、日本語教育の推進に関する法律¹¹が制定され、今後の取組の強化が求められている。

▶ 日本での生活ルールを知るための学習機会の提供

今後の方向性

- ▶ 日本語を含め、日本の文化や習慣などについて学習するための支援 の充実を図ります。
- ▶ 留学生などの外国人市民向けの就職セミナーや就労に関する相談窓口について、周知を図ります。



交流型日本語教室「しゃべり場」の様子(ふくい市民国際交流協会提供)

< 県の取組 >

- 企業内や公民館などでの日本語学習機会の拡大
- オンライン日本語講座の開催支援

¹¹ 日本語教育の推進に関する法律:第1条では、「日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、(中略)もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする」と規定している。

5.アンケート結果概要

- ▶ 調査期間 令和6(2024)年6月末~11月末
- ▶ 調査対象 市内居住の外国人住民
- ▶ 回答者数 117人

<日本語について>

・日本語が全くできない外国人住民は少数派。また、英語を話せる人の割合が 高い。(59%)

<生活で困っていること>

・日常生活(買い物、ゴミ出し、交通など)に大きな問題は感じていないが、 日本への順応(日本語学習、仕事、学校、日本人との関わり)、特に手続きや 災害への対応に、より困難さを感じています。

<困ったときの対応>

- ・情報の主な収集先は、「インターネット>日本人の友人>会社や学校>同国人の友人」など。「近所の人、日本語のテレビ、日本語の新聞」などの割合は低く、個人的なコミュニティを中心に問題解決を図っていることが考えられます。
- ・インターネットでの情報収集においては、「Facebook > LINE > Instagram > X (Twitter) > TikTok = WhatsApp」であり、主な検索エンジンと主要 SNS を活用している様子が伺えます。
- ・インターネットを使用する際の言語は「母国語 > 日本語 > どちらでもない言語」であり、まずは母国語での情報収集をする割合が高いことが分かりました。

第3章 福井市多文化共生推進プラン(第4次)の体系

1. 体系 基本理念 基本方針 基本施策 ICTを積極的に活用した、多言 61 ろんな国の人たちが手をつなぎ 語による情報提供と情報伝達手段 の確保 外国人市民も 居住環境の整備 安心して暮らせる 労働環境の整備 環境づくり 医療・保健・福祉環境の整備 災害等に備えた環境の整備 多文化共生の相互理解 市民主体の多文化共生推進活動への 多文化共生の 支援 地域づくり 外国人市民の自立と社会参画 多文化共生推進体制の充実 ともに支えあうまちづくり 外国人市民との連携・協働による地 域活性化 就学前の子どもや保護者への支援 就学中の児童生徒や保護者への 未来を築く 支援 人づくり 日本語及び日本社会に関する 学習支援 留学生等外国人市民の定着支援

赤字が改定部分

2.基本理念

第八次福井市総合計画では、「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」を将来都市像として定めており、「誰もが尊重され、地域社会で安心して暮らすことができ、また、活躍できるまちづくりを進めるためには、相互の価値観や多様性を認め合える意識づくりが重要」としています。

性別や年齢等にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を活かし、あらゆる分野での活躍につなげ、すべての人がともに担う地域社会づくりを推進します。また、様々な国の人たちが手をつなぎ、共に支えあうまちづくりに取り組みます。

そこで、本プランの基本理念は、

いろんな国の人たちが手をつなぎ、ともに支えあうまちづくり

とした第3次プランの理念を踏襲し、これまで約15年にわたり取り組んできた多文化共生施策を更に推進していきます。

3.基本方針及び基本施策

基本方針については、本市の現状と課題を踏まえた魅力ある多文化共生社会形成のため、「環境」「地域」「人」づくりの推進を継続していきます。また、基本施策については、第3次プランでわかりやすく整理した体系を踏襲しつつ、令和2年9月に国から示された「地域における多文化共生推進プラン」の指針に沿った改定を行ったうえで、具体的な施策に取り組んでいきます。

また、「福井県多文化共生推進プラン」で示された施策は本市の施策を補完するものと位置づけ、連携して多文化共生のまちづくりを推進します。

タ文化共生の地域づくり 未来を築く人づくり

(1)外国人市民も安心して暮らせる環境づくり

外国人市民が安心して暮らしていくためには、生活上の不安を解消し、自立できる「環境」が必要です。

コミュニケーション等の問題を抱える外国人市民に必要な情報を届けること等により、日本人市民と同様に公共サービスを受けられるような環境づくりを進めます。

<基本施策>

ICTを積極的に活用した、多言語による情報提供と情報伝達手段の確保 生活に必要な情報を多言語や「やさしい日本語」で提供します。

行政・生活情報の提供に際し、多言語翻訳ツールを積極的に活用します。

生活環境の整備

居住に係る支援等、生活環境を整えるための支援をします。

労働環境の整備

関係機関と連携し、求職や就業環境整備のための支援をします。

医療・保健・福祉環境の整備

医療・保健・福祉サービスへの多言語対応の充実を図ります。

災害等に備えた環境の整備

災害時における外国人支援の仕組の充実を図ります。

(2) 多文化共生の地域づくり

「地域」は社会を構成するものです。日本人市民と外国人市民の相互理解を 進める中で、多文化共生意識の醸成を図りながら、お互いが地域社会の担い手 としてその個性を尊重して活動していくための環境を整えます。

<基本施策>

多文化共生の相互理解

主に日本人市民に対する多文化共生意識を啓発します。

市民主体の多文化共生推進活動への支援

市民主体の多文化共生活動等を支援します。

外国人市民の自立と社会参画

外国人市民の意見を地域の施策に反映させる仕組の導入や、外国人市民の地域社会への参画を促進します。

多文化共生推進体制の充実

庁内の横断的な連携を図りつつ、全庁を挙げて多文化共生を推進します。

外国人市民との連携・協働による地域活性化

各種イベントへの外国人市民の参加を促します。

外国人人材の活躍事例を広く紹介します。

(3)未来を築く人づくり

地域づくりの担い手となる若者が少なくなる中、「人」を大切にすることは、 地域を守ることにつながります。

外国につながる子どもや若者も日本人市民とともに、多様な将来像を描けるよう、全国トップクラスの教育水準を誇る本市にふさわしい子育て、教育等における環境整備を進めていきます。

<基本施策>

就学前の子どもや保護者への支援

就学前の子どもや保護者への子育て支援、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。

就学中の児童生徒や保護者への支援

就学中の児童生徒や保護者への多言語による情報提供をはじめ、外国につながる子どもへの日本語指導等の支援、学校における外国語教育や多文化共生教育を推進します。

日本語及び日本社会に関する学習支援

日本語を含め、日本の文化や習慣などについて学習するための支援の充実を図ります。

留学生等外国人市民の定着支援

外国人市民向けの就職セミナーや就労に関する相談窓口について、周知を図ります。

4.施策一覧

(1)外国人市民も安心して暮らせる環境づくり

No	施策	具体的施策	担当所属		
I	ICTを積極的に活用した多言語による情報提供と情報伝達手段の確保				
1	行政通訳員の配置	庁内窓口業務における手続き・制度説明の円滑化のた め、行政通訳員を配置する	国際室		
2	各種案内・通知等の 多言語化	庁内外の情報を収集し、優先度が高い情報について、多 言語に翻訳する	各課 国際室		
		通訳者が同席していなくても一定の水準まで対応できる 仕組みを作る	各課 国際室		
		多言語による、分かりやすい申請・制度説明書等を作成 する	各課 国際室		
	庁内窓口業務の充実	外国人市民等への対応を想定した、市職員のコミュニケ ーション研修を実施する	職員課国際室		
3		市役所内の課室等の配置や主な業務の担当課を掲載した フロアマップを多言語で作成する	市民サービス推進課国際室		
		多言語翻訳機等の機器を導入する	各課 国際室		
		窓口対応や資料作成に、翻訳アプリ等の多言語翻訳ツー ルを活用する	各課 国際室		
4	サインのユニバーサ ル化推進	市役所や市内に設置された、公共の案内看板等の表記方 法について検討する	都市整備課 施設活用推進課		
5	やさしい日本語の 活用	やさしい日本語を用いた情報提供を強化する	各課 国際室		
		外国人情報コーナーを設置するほか、インターネット等 を活用した分かりやすい情報提供を行う	国際室市民サービス推進課		
6	情報伝達手段の 確保・充実	市ホームページ等を通して、様々な情報を多言語で提供 する	国際室 広報プロモーション 課		
		ふくい市民国際交流協会やNPO、留学生や技能実習生 の受入れ機関、FCA等を通して情報を提供する	国際室		

		企業訪問を通して随時に情報を提供する	しごと支援課		
生	生活環境の整備				
7	多言語版生活ガイド ブックの充実	多言語による、分かりやすい生活ガイドブックを作成す る	国際室		
	情報提供による	住宅確保要配慮者の住まい探し支援のため、セーフティ ネット賃貸住宅協力店を拡大する	住宅政策課		
8	居住支援	市営住宅の空家情報や入居抽選、入居時の生活情報を多 言語で提供する	市営住宅課国際室		
9	外国人市民の自治会 加入促進	多言語併記やふりがな、やさしい日本語による入会申込 書等を作成し、自治会への加入を促進する	地域振興課 国際室		
10	公共交通事業者への 意識啓発	外国人が利用しやすい公共交通を目指し、公共交通事業 者に対する情報提供及び支援を行う	地域交通課		
11	自転車利用に関して の情報提供	自転車利用について多言語による情報提供を行う	自転車利用推進課		
12	食の多様化への対応	食の多様性対応店舗拡大への支援を行う	国際室		
労	働環境の整備				
13	外国人雇用関係者へ の意識啓発	就労環境の整備・向上を図るため、外国人労働者の受入 れ団体、雇用企業に対する各種制度等の情報を提供する	しごと支援課		
14	労働相談体制の充実	関係機関と連携し、外国人労働者の労働関係に関する相 談体制の充実を図る	しごと支援課		
医	療・保健・福祉環均	竟の整備			
15	児童福祉における 多言語対応	児童福祉に関する多言語による情報提供を行う	こども保育課		
		子ども及び大人の健康診査や相談、予防接種などについ て、多言語による情報提供や支援体制の整備を行う	健康管理センター 子ども家庭センター		
16	保健事業における 多言語対応	感染症に関する多言語による情報提供を行う	地域保健課		
		精神保健相談に関する多言語による情報提供を行う	地域保健課		
17	国民健康保険・国民 年金制度に関する情 報提供	国民健康保険・国民年金制度の普及・啓発、保険税等の納付促進に関する多言語による情報提供を行う	保険年金課		

18	高齢者・障がい者へ の多言語対応	後期高齢者医療制度、高齢者福祉制度、障がい者福祉制度に関する多言語による情報提供を行う	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 保険年金課			
災	災害等に備えた環境の整備					
19		市内に設置された避難所案内看板に外国語併記をする	危機管理課 市民課 地域振興課			
	防災意識の啓発と 災害時支援体制の 整備	多言語防災パンフレットを提供するとともに、外国人市 民を含めた防災訓練への参加を促進する	危機管理課 救急救助課 国際室			
		災害時の外国人への支援対応のマニュアル化と、防災ア プリなどを活用した災害情報の提供を行う	危機管理課 国際室			

(2)多文化共生の地域づくり

No	施策	具体的施策	担当所属		
多	文化共生の相互理解	 解			
		多文化共生意識を啓発するため、市民を対象とした多文 化祭等を開催する	国際室		
20	市民への多文化共生 についての意識啓発	日本語指導者や通訳ボランティアを対象にした多文化共 生研修を実施し、多文化共生の地域づくりの推進役を育 成する	国際室		
		公民館において、多文化共生社会づくりのための教育事 業を実施する	生涯学習課		
क्त	民主体の多文化共生	生推進活動への支援			
21	市民主体の多文化共 生活動の支援	地域住民間のコミュニケーションの円滑化を図るため、 地域行事等に通訳ボランティアや留学生を派遣する体制 を整備する	国際室		
21		ふくい市民国際交流協会やNPOの主体的な活動を支援 する	国際室		
22	通訳ボランティアの 育成と充実	通訳ボランティアの育成と充実のため、語学・スキルアップ研修を開催し、またこれらに関する活動団体等を支援する	国際室		
外	外国人市民の自立と社会参画				
23	外国人市民の自助 組織の育成	地域特性に応じた外国人市民同士によるコミュニティ構 築への支援を行う	地域振興課 国際室		
24	外国人市民の地域文 化学習活動への支援	日本の文化や習慣、生活ルールなどの学習と、地域活動の参加を支援する	国際室		

25	地域で活躍する外国人市民の紹介	外国人の社会参画を促すため、地域で活躍する外国人市 民をSNS等で紹介する	国際室		
多	文化共生推進体制の	か充実			
26	多文化共生推進連絡 会の実施	庁内の外国人市民に関する施策の連携と総合調整のため、多文化共生推進員による多文化共生推進連絡会を実施する	国際室		
27	多文化共生に関する 国や県の情報の提供	国や県等の多文化共生に関する情報を的確に把握し、庁内での共有を図るとともに、その情報の活用を促進する	国際室		
28	市職員等への多文化 共生についての意識 啓発	市職員等を対象とし、外国人の人権、多文化共生意識啓 発、やさしい日本語等の研修会を実施する	国際室		
20		教職員を対象とした多文化共生意識啓発研修を実施する	学校教育課		
29	多文化共生のまちづ くりに関する推進組 織の設置	有識者や外国人市民等から構成される多文化共生推進懇 話会を設置する	国際室		
30	国県及び周辺市町との連携	国県及び周辺市町と情報交換し、相互に役割分担しなが ら、連携して各種事業を実施する	国際室		
外	外国人市民との連携・協働による地域活性化				
31	イベントへの参加促進	各種イベントへの外国人住民の参加を促進する	各課 国際室		
32	外国人人材の活躍事 例紹介	企業・在住外国人に対し、外国人人材の活躍事例を紹介 する	しごと支援課 国際室		
	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

(3)未来を築く人づくり

No	施策	具体的施策	担当課			
就	就学前の子どもや保護者への支援					
33	保育園・認定こども 園・幼稚園等に関す る情報の提供	入園の手続きなど、保育園や認定こども園、幼稚園等に 関する情報について多言語による情報提供を行う	こども保育課			
	就学前の子どもに関 する保育・子育て支 援	保育園や認定こども園、幼稚園等への通訳等の派遣体制 の整備を行う	国際室 こども保育課			
34		子育て相談など、多言語による対応や支援体制の整備を 行う	国際室 こども政策課 こども保育課			
		就学前の外国につながる子どもへ日本語指導等を拡大す る	国際室			

35	国際理解教育の推進	国際文化交流大使を活用した国際理解教育を推進し、国 際感覚を持った児童を育成する	国際室			
就	就学中の児童生徒や保護者への支援					
		入学手続きなど公立小中学校の就学に関して多言語によ る情報提供を行う	学校教育課 保健給食課			
36	公立小中学校に関す る情報の提供	就学中の各種手続きに関しての多言語による情報提供を 行う	学校教育課 保健給食課			
		通訳ボランティアにより、外国につながる子ども及び保 護者とのコミュニケーションを円滑にする	学校教育課			
37	児童生徒の健康診断 に関する多言語対応	各学校等で配布している、児童生徒の健康診断にかかる 問診表や結果通知等の多言語による情報提供を行う	保健給食課			
38	学校における日本語 学習の支援	外国につながる子どもに対して、日本語指導ボランティ アによる日本語初期指導を実施する	学校教育課			
39	外国につながる子ど もへの日本語指導を 行うボランティアの 育成と充実	日本語指導ボランティアの育成と充実、スキルアップ研 修を開催する	国際室			
40	不就学・不登校児童 生徒等へのサポート	チャレンジ教室、ライフパートナー制度を活用した支援 を行う	学校教育課			
41	外国語教育の推進	外国語指導助手を活用した外国語教育を推進し、国際感 覚を持った児童を育成する	学校教育課			
42	多文化共生教育の 推進	学校における文化交流事業を実施する	国際室 学校教育課			
日	本語及び日本社会に	こ関する学習支援				
43	日本語を学習する 機会の提供	外国人市民の自立に向けた日本語教室を実施する	国際室			
44	企業に雇用されている外国人の日本語習 得支援	技能実習生等を受入れている企業・団体における日本語 指導について支援を行う	国際室			
45	日本語指導ボランテ ィアの育成と充実	日本語指導ボランティアの育成と充実を図る研修を実施 し、またこれらに関する活動団体等への支援を行う	国際室			
46	地域生活のルールに 関する理解促進	ごみ分別等、地域生活のルールに関する情報を提供する	環境政策課 収集資源センター 国際室			
47	防犯、交通安全の 意識啓発	警察等と連携し、防犯や交通安全に関する研修会の実 施、及び冊子等の多言語による情報提供を行う	地域交通課 国際室			

48	公共交通の利用のた めの情報提供の充実	交通事業者との協働による交通機関の利用方法の周知及 び利用支援を図る	地域交通課 国際室	
留学生等外国人市民の定着支援				
49	就労に関する窓口の 周知	外国人の就労に関する相談窓口を周知する	しごと支援課 国際室	

第4章 推進にあたって

1.推進体制

(1)庁内の推進体制

多文化共生を推進するにあたり、庁内で組織する「多文化共生推進連絡会」 により横断的に連携しながら取り組みます。

(2) 多文化共生推進懇話会

本プランの推進と進捗状況の評価や社会情勢の変化等による見直しを行うため、有識者や外国人市民等から構成される「多文化共生推進懇話会」を開催します。

2.地域における各主体の役割

(1)市民の役割

市民は、地域づくりの主役であり、互いの文化や人権を尊重し、相互理解を 深め、ともに暮らすという意識を高めることが求められます。

併せて、外国人市民は、地域の文化や習慣に関する理解を深めるとともに、 日本の法令や生活ルール等を遵守する必要があります。

(2)地域の役割

自治会、公民館、NPO、市民活動団体、企業、教育機関等の関係機関は、その専門性や広いネットワーク、特色を活かした活動を展開するとともに、日本人市民の意識啓発や外国人市民への支援と地域貢献が求められます。

(3)行政の役割

本市は、基本的な行政サービスの主体として、地域の実情をふまえ、外国人市民を含むすべての市民に、公平に対応するために施策を実施し、県や各市町と課題を共有し、連携しあいながら、多文化共生の地域づくりを進めます。

資料

(1)主な在留資格

「特別永住者」

平成 3 (1991)年に施行された「日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格。

日本の降伏文書調印日(昭和 20 (1945)年9月2日)以前から、引き続き日本 に居住している平和条約国籍離脱者(在日韓国・朝鮮人及び在日台湾人)とそ の子孫を対象としている。

「永住者」

法務大臣が許可した者に与えられる在留資格。原則として 10 年以上継続して 在留し、納税義務等公的義務を履行する等、素行善良要件、独立生計要件、国 益要件を満たした者に許可される。在留期間に制限はなく、資格更新手続も不 要である。在留中の活動に制限はない。

「日本人の配偶者等」

日本人の配偶者もしくは特別養子、または日本人の子として出生した者に認められる在留資格。在留中の活動に制限はないが、在留期間の更新は必要である。

「定住者」

法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認めた場合の在留資格。難民、日系三世等に認められる。在留中の活動に制限はないが、在留期間の更新は必要である。

「技能実習」

1号 入国後1年目の技能等を修得する活動。

第1号技能実習の職種の受入れの要件

修得しようとする技術等が単純作業ではないこと。

18 歳以上で、帰国後に日本で修得した技能等に生かせる業務に就く予定があること。

母国で修得することが困難である技能等を修得するものであること。

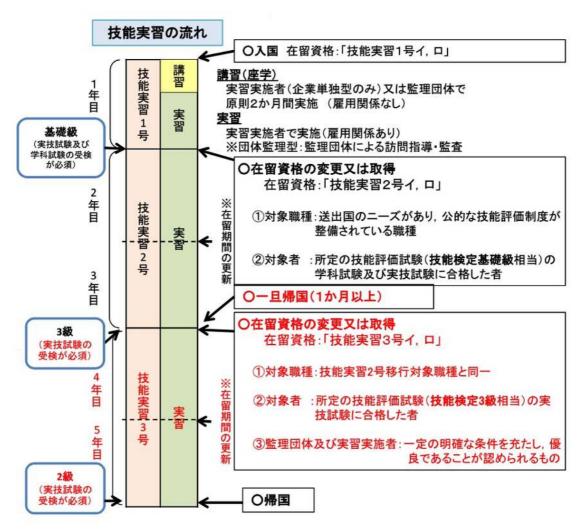
本国の国又は地方公共団体等からの推薦を受けていること。

日本で受ける技能実習と同種の業務に従事した経験を有すること。

技能実習生(その家族を含む)が、送出し機関・監理団体・実習実施

期間等から、保証金などを徴収されていないこと。また、労働契約の 不履行に係る違約金を定める契約などが締結されていないこと。

- 2号 2、3 年目の技能等に習熟するための活動。技能実習 1 号の活動に従事し、 技能等を修得した者がその技能をさらに習熟する業務でなくてはならない。
- 3号 4、5 年目の技能等に熟達する活動。技能実習 2 号の活動に従事し、技能等を習熟した者がその技能をさらに熟達する業務でなくてはならない。 受入れることができる監理団体や実習実施者は、主務省令で定められた 基準に適合していると認められた者に限られる。



法務省入国管理局、厚生労働省人材開発統括官「新たな外国人技能実習制度について」

技能実習は、受入れ形態により、下記のイ、口に分けられます。

- イ 海外にある合弁企業等、事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて 行う活動
- ロ 商工会等の営利を目的としない団体の責任及び管理の下で行う活動

「特定技能」12

平成 31 (2019) 年 4 月に創設された在留資格。深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行っても、なお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能及び日本語能力基準を満たした人が特定技能としての在留を許可される。

- 1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動。在留の上限は最長5年までとされている。
- 2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動。在留期間の上限はなく、要件を満たせば家族帯同も可能となっている。

「留学」

本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動。原則は就労が許可されていないが、出入国在留管理庁から「資格外活動の許可」を得れば、週28時間以内などの範囲内でアルバイトをすることが可能となっている。

(2)プラン策定の経過

- ・外国人市民へのアンケート調査 令和6(2024)年6月30日~12月12日
- ・福井市多文化共生推進懇話会

令和6(2024)年4月25日

令和6(2024)年10月10日

令和6(2024)年12月26日

_

¹² 特定技能1号の外国人は、受入れ機関(雇用する会社等)及び登録支援機関(受入れ機関から委託されて特定技能外国人の支援計画の作成・実施を行う機関)が行う日常生活上、職業生活上、社会生活上の支援の対象となるのに対して、特定技能2号の外国人は支援の対象とならない。

(3)福井市多文化共生推進懇話会委員名簿

,				
氏名	所属団体・職名			
舟木 紳介	公立大学法人 福井県立大学看護福祉学部 准教授			
本道 和也	福井県外国人材受入支援団体協議会理事			
飯田 隼人	公益財団法人 福井県国際交流協会 主査			
桶谷 道代	公益社団法人 ふくい市民国際交流協会 理事			
千秋 英幸	湊公民館長			
髙木 裕代	福井市教育委員会 学校教育課 主幹			
コマラ デビ	インドネシア料理店主			
間宮 由美子	福井市行政通訳員			
和田 真生	福井市観光文化スポーツ局 局長			
	舟木紳介本道和也飯田隼人桶谷道代千秋英幸髙木裕代コマラデビ間宮由美子			